



# 熊本県公報

第13265号  
令和5年(2023年)  
9月15日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… ( // ) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 2
- 都市計画事業の認可…………… ( // ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 鹿本圏域に係る救急告示医療機関の認定…………… (医療政策課) 3
- 有明圏域に係る救急告示医療機関の認定…………… ( // ) 3

### 公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 4
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 4
- 令和5年度(2023年度)職業訓練指導員試験の合格者の決定…………… (労働雇用創生課) 4
- 熊本都市計画地区計画(益城町広崎山下産業地区計画)の決定(益城町決定)…………… (都市計画課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5

### 登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 5
- 熊本県肝炎対策協議会の開催…………… (肝炎対策協議会) 5
- 令和5年度(2023年度)第7回熊本県いじめ防止対策審議会  
議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第686号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
保元内科クリニック	八代市永碓町1323-3	令和5年(2023年)6月30日
在宅とつながるクリニック天草	天草市宮地岳町1734番地2	令和5年(2023年)5月31日
上村ぬくもり診療所	阿蘇郡南阿蘇村河陽4457-1	平成29年(2017年)8月28日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おおぞら薬局	合志市幾久富1909-1387	令和5年(2023年)7月1日
おおぞら薬局 嘉島店	上益城郡嘉島町北甘木2094番1	令和5年(2023年)7月1日

アスリード薬局 小国店	阿蘇郡小国町宮原425-13	令和5年(2023年)6月30日
-------------	----------------	------------------

**熊本県告示第687号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。  
 令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
保元内科クリニック	八代市永碓町1323-3	令和5年(2023年)7月1日
在宅とつながるクリニック天草	天草市宮地岳町1734番地2	令和5年(2023年)6月1日
ほしのマロニエこころのクリニック	合志市須屋706-2 ラポール柴田Ⅱ1階103号	令和5年(2023年)8月1日
くろかわクリニック	菊池郡菊陽町大字原水2912番1	令和5年(2023年)8月1日
おぐにサテライト診療所	阿蘇郡小国町宮原425-12	令和5年(2023年)7月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ゆらぎ薬局	山鹿市山鹿1700-1	令和5年(2023年)4月1日
やまと薬局 光の森店	合志市幾久富1909-1387	令和5年(2023年)7月1日
アップル薬局 飛田バイパス店	合志市須屋706-2ラポール柴田Ⅱ102号	令和5年(2023年)8月1日
新生堂薬局南関店	玉名郡南関町関町1284	令和5年(2023年)8月1日
やまと薬局 嘉島店	上益城郡嘉島町北甘木2094-1	令和5年(2023年)7月1日

**熊本県告示第688号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・97号益城東西線、3・5・98号南北線及び3・5・99号第二南北線
- 3 事業施行期間 平成30年(2018年)10月26日から令和11年(2029年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

**熊本県告示第689号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・97号益城東西線
- 3 事業施行期間 令和5年(2023年)9月15日から  
令和13年(2031年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県上益城郡益城町大字安永字宗曾利及び大字宮園字辻地内  
使用の部分 なし

**熊本県告示第690号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
m a h a l o o h n o h i 菊池市木柑子石 原1775-2	有限会社リタシー ド 熊本市北区梶尾町 1107番地18 6 吉田 周生	令和5年(2023年)9 月5日	435120 0185	指定児童発達支援 指定放課後等 デイサービス 指定保育所 等訪問支援

**熊本県告示第691号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山鹿中央病院	山鹿市山鹿1000番地	令和5年(2023年) 9月8日から 令和8年(2026年) 9月7日まで
三森循環器科・呼吸器科病院	山鹿市大橋通1204番地	令和5年(2023年) 12月17日から 令和8年(2026年) 12月16日まで

**熊本県告示第692号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市立有明医療センター	荒尾市荒尾2600番地	令和5年(2023年) 10月1日から 令和8年(2026年) 9月30日まで

**公 告**

**熊本県公告第585号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第3

9条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空写真撮影、写真地図)	令和5年(2023年)7月26日から 令和6年(2024年)3月31日まで	水俣市全域

熊本県公告第586号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字三町五反2000番364、同2000番414、同2000番496の一部、同2000番2160の一部及び同2000番2795  
4,467.01平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区新生二丁目23番18号  
株式会社ドゥ・ヨネザワ

熊本県公告第587号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字辻の城381番、同382番及び同383番  
1,401.55平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市南区流通団地一丁目42番1号  
TAKASUGI株式会社

熊本県公告第588号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営和水東部地区(上板楠換地地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧の期間 令和5年(2023年)9月19日から  
令和5年(2023年)10月17日まで
- 縦覧の場所 和水町役場
- 縦覧に供する書類の名称
  - 換地設計書
  - 各筆換地明細書
  - 清算金明細書
  - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第589号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により実施した令和5年度(2023年度)職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。  
令和5年(2023年)9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

令和5年度(2023年度)職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1	3	4	5	6	8	9	10	12	13	14
------	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----

**熊本県公告第590号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町広崎山下産業地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第591号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字宮ノ前2739番1、同2739番2、同2739番3、同2739番4、同2739番5、同2739番6、同2739番7及び同2739番8  
1,457.96平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇城市松橋町松橋119番地2  
ライトワーク株式会社

**登載依頼****熊本県収用委員会公告第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和5年（2023年）9月15日

熊本県収用委員会会長 宮 田 房 之

- 起業者の名称  
熊本県
- 事業の種類  
県道大津植木線改築工事（辻久保バイパス・熊本県合志市合生字東沖野地内から同市御代志字駄飼場地内まで）
- 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
土地の所在 熊本県合志市御代志字駄飼場

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
553番1	畑	宅地	689	694.89	314.97

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
なし

- 土地所有者の氏名及び住所  
鍛本 博仁  
熊本県合志市御代志553番地3
- 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣渡 健  
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
土地賃借権
- 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和5年（2023年）8月28日

**熊本県肝炎対策協議会公告第1号**

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。  
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年（2023年）9月15日

熊本県肝炎対策協議会 会長

- 開催日時  
令和5年（2023年）10月23日（月）  
午後7時から午後8時30分まで
- 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁 防災センター3階 306会議室

- 3 議題
  - (1) 第二次熊本県肝炎対策推進計画の進捗状況について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問合せ先  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策第二班  
 (電話096-333-2783)

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第7号**

令和5年度(2023年度)第7回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年(2023年)9月15日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八 塚 一 郎

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)9月19日(火)  
午後5時から午後7時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺一丁目33番18号  
水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム
- 3 議題
  - (1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
  - (2) 審議
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他  
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先  
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班  
 (電話096-333-2720)